

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(奈良県指定 第2971600057号)

当施設はご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3」以上と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◇◆目次◆◇

- 1 施設経営法人
- 2 ご利用施設
- 3 居室の概要
- 4 職員の配置状況
- 5 当施設が提供するサービスと利用料金
- 6 施設を退所していただく場合（契約の終了について）
- 7 残置物引取人
- 8 苦情の受付について

1 施設経営法人

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 壺阪寺聚徳会 |
| (2) 法人所在地 | 奈良県高市郡高取町壺阪3番地 |
| (3) 電話番号 | 0744-52-3688 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 常盤 勝範 |
| (5) 設立年月 | 昭和36年3月9日 |

2 ご利用施設

- | | |
|-----------|---|
| (1) 施設の種類 | 指定介護老人福祉施設・平成12年6月21日指定
奈良県第2971600057号 |
| (2) 施設の目的 | 原則65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害がある為に常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受ける事が困難な者に可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、必要な日常生活上の援助及び介護を行う事により心身機能の維持を図る事を目的とする。 |

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム第二慈母園
- (4) 施設の所在地 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺 2091-1
- (5) 電話番号 0745-75-8888
- (6) 施設長（管理者） 氏名 鳥越 信孝
- (7) 当施設の運営方針
1. 本事業において提供する施設内介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
 2. 入居者の人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、入居者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に介護計画（ケアプラン）を作成することにより、入居者が必要とする適切なサービスを提供する。
 3. 入居者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
 4. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
 5. 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。
 6. 介護計画（ケアプラン）が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを実施する。
- (8) 開設年月 平成12年7月1日
- (9) 入所定員 50名

3 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、ご契約者の心身の状況等により決定します。個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申出下さい。但し、空室状況等によりご希望に沿えない場合もあります。

居室・設備の種類	室数	備 考
個室（1人部屋）	26 室	居室内(洋式トイレ、洗面所、エアコン) 12.87㎡
2人部屋	5 室	居室内(洋式トイレ、洗面所、エアコン) 約25㎡
4人部屋	6 室	居室内(洋式トイレ、洗面所、エアコン) 約43㎡
合計	37 室	
食堂	1 室	
機能訓練室	1 室	
浴室	2 室	一般浴室、特殊(機械浴)浴室
医務室	1 室	医療法第7条による診療所認可

※ 上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

※ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する

場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

設 備 等	用 途	設 備 等	用 途
喫茶ほほえみ	喫茶ルーム		
家族室(1)(2)	宿泊等		
地域交流スペース	個人的な行事等その他		

※ 上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

4 職員の配置状況

令和3年4月1日現在

当施設では、ご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配 置 数	指定基準
1. 施設長（管理者）	1（兼務）	1 名(兼務可)
2. 生活相談員	1	1 名
3. 介護支援専門員	1	1 名(兼務可)
4. 介護職員	17(常勤換算)	17 名
5. 看護職員	2（常勤換算）	2 名
6. 機能訓練指導員	－（兼務）	1 名(配置可)
7. 医師	2日(PM)／週	必要数
8. 栄養士	1（兼務）	1 名(兼務可)

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

※ 4. 5の職員の和が定員の1／3を下回らない人数を配置します。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師	毎週水・土曜日 14：00～16：00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7：00 ～ 7：30 5名 早朝： 7：30 ～ 9：00 5名 日中： 9：00 ～ 10：30 6名 日中： 10：30 ～ 11：45 9名 日中： 11：45 ～ 15：30 9名 日中： 15：30 ～ 17：00 6名 日中： 17：00 ～ 20：00 5名 夜間： 20：00 ～ 7：00 2名

3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 8：00 ～ 10：15 1名 日中： 10：15 ～ 16：15 2名 日中： 16：15 ～ 18：30 1名
---------	---

5 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

- (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（食事に係る標準自己負担額を除き通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事

- ・ 当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：8：00～9：00 昼食：11：45～12：45 夕食18：00～19：00

②入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回行います。
- ・ 寝たきりでも機械浴槽を利用して入浴することができます。

③排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・ 機能訓練指導員等により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

※なお、以上の提供するサービスについては、第三者評価は受けておりません。

〈サービスの利用料金〉

(契約書第 6 条参照)

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用の自己負担額と居室・食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

また、厚生労働省が定める告示等により、

令和 3 年 4 月より級地区分が 7 級地[単位×10.14 円]となります。

＜基本施設サービス費＞

ご利用者の 要介護度	単位	1 日当たりの負担金		
		1 割負担の方	2 割負担の方	3 割負担の方
要介護 1	589単位/日	597円	1,194円	1,791円
要介護 2	659単位/日	668円	1,336円	2,004円
要介護 3	732単位/日	742円	1,484円	2,226円
要介護 4	802単位/日	813円	1,626円	2,439円
要介護 5	871単位/日	883円	1,766円	2,649円

ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。また上記基本施設サービス費のほかに、下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

1日当たりの利用料金[単位×10.14 円 (7 級地区分)]

加算名		単位数	利用料金 (×10.14円)	自己負担額		
				1 割	2 割	3 割
日常生活継続支援加算		36単位/日	365円	37円	73円	110円
看護体制加算	(Ⅰ)	6単位/日	61円	6円	12円	18円
	(Ⅱ)	13単位/日	132円	13円	26円	40円
夜勤職員配置加算	(Ⅰ)	22単位/日	223円	22円	45円	67円
	(Ⅱ)	27単位/日	274円	27円	55円	82円
	(Ⅲ)	28単位/日	284円	28円	57円	85円
	(Ⅳ)	33単位/日	335円	34円	67円	101円
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)		100単位/月	1,014円	101円	203円	304円
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)		200単位/月	2,028円	203円	406円	608円
個別機能訓練加算 (Ⅰ)		12単位/日	122円	12円	24円	37円

個別機能訓練加算 (Ⅱ)	20単位/月	203円	20円	41円	61円
ADL維持等加算 (Ⅰ)	30単位/月	304円	30円	61円	91円
ADL維持等加算 (Ⅱ)	60単位/月	608円	61円	122円	182円
若年性認知症入所者受入加算	120単位/日	1,217円	122円	243円	365円
常勤医師配置加算	25単位/日	254円	25円	51円	76円
精神科医療養指導加算	5単位/日	51円	5円	10円	15円
障害者生活支援体制加算 (Ⅰ)	26単位/日	264円	26円	53円	79円
障害者生活支援体制加算 (Ⅱ)	41単位/日	416円	42円	83円	125円
外泊時費用加算	246円/日	2,494円	249円	499円	748円
居宅サービスを利用した時	560円/日	5,678円	568円	1,136円	1,703円
初期加算	30単位/日	304円	30円	61円	91円
再入所時栄養連携加算	200単位/回	2,028円	203円	406円	608円
退所前訪問相談援助加算	460単位/日	4,664円	466円	933円	1,399円
退所後訪問相談援助加算	460単位/日	4,664円	466円	933円	1,399円
退所時相談援助加算	400単位/日	4,056円	406円	811円	1,217円
退所前連携加算	500単位/日	5,070円	507円	1,014円	1,521円
栄養マネジメント強化加算	11単位/日	112円	11円	22円	34円
経口移行加算	28単位/日	284円	28円	57円	85円
経口維持加算 (Ⅰ)	400単位/月	4,056円	406円	811円	1,217円
経口維持加算 (Ⅱ)	100単位/月	1,014円	101円	203円	304円
口腔衛生管理加算 (Ⅰ)	90単位/月	913円	91円	183円	274円
口腔衛生管理加算 (Ⅱ)	110単位/月	1,115円	112円	223円	335円
療養食加算	6単位/回	61円	6円	12円	18円
配置医師緊急時対応加算 (早朝・夜間)	650単位/日	6,591円	659円	1,318円	1,977円
配置医師緊急時対応加算 (深夜)	1,300単位/日	13,182円	1,318円	2,636円	3,955円
看取り介護加算 (Ⅰ) 死亡日以前31日以上45日以下	72単位/日	730円	73円	146円	219円
看取り介護加算 (Ⅰ) 死亡日以前4日以上30日以下	144単位/日	1,460円	146円	292円	438円
看取り介護加算 (Ⅰ) 死亡日前日及び前々日	680単位/日	6,895円	690円	1,379円	2,069円
看取り介護加算 (Ⅰ) 死亡日	1,280単位/日	12,979円	1,298円	2,596円	3,894円
在宅復帰支援機能加算	10単位/日	101円	10円	20円	30円
在宅・入所相互利用加算	40単位/日	406円	41円	81円	122円
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	3単位/日	30円	3円	6円	9円
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	4単位/日	41円	4円	8円	12円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位/日	2,028円	203円	406円	608円

褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)	3単位/月	30円	3円	6円	9円
褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	13単位/月	132円	13円	26円	40円
排せつ支援加算 (Ⅰ)	10単位/月	101円	310円	20円	30円
排せつ支援加算 (Ⅱ)	15単位/月	152円	15円	30円	46円
排せつ支援加算 (Ⅲ)	20単位/月	203円	20円	41円	61円
自立支援促進加算	300単位/月	3,042円	304円	608円	913円
科学的介護推進体制加算 (Ⅰ)	40単位/月	406円	41円	81円	122円
科学的介護推進体制加算 (Ⅱ)	50単位/月	507円	51円	101円	152円
安全対策体制加算(初日のみ)	20単位/日	203円	20円	41円	61円
身体%拘束廃止未実施減算	10%減				
栄養マネジメント未実施減算	14単位/日減算				
安全管理体制未実施減算	5単位/日減算				
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	22単位/日	223円	22円	45円	67円
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	18単位/日	183円	18円	37円	55円
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6単位/日	61円	6円	12円	18円
介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	14.0%			
	(Ⅱ)	13.6%			
	(Ⅲ)	11.3			
	(Ⅳ)	9.0			

① 日常生活継続支援加算

認知症高齢者等が一定割合以上入所して且つ介護福祉士資格を有する職員を一定の割合配置

② 看護体制加算

- ア. 看護体制加算 (Ⅰ) 常勤の看護師の配置
- イ. 看護体制加算 (Ⅱ) 基準を上回る看護職員の配置

③ 夜間職員配置加算

夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置

④ 個別機能訓練加算

機能訓練指導員により個別機能訓練計画を実施した場合

⑤ 生活機能向上連携加算

自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリ専門職と連携し、訓練を実施した場合

⑥ADL 維持等加算

利用者の日常生活動作（ADL）をバーセルインデックスという指標を用いて、6ヶ月ごとの状態変化がみられた場合

⑦若年性認知症入所者受入加算

若年性認知症患者の特性やニーズに対応したサービス提供を行った場合

⑧常勤医師配置加算

常勤専従の医師を1名以上配置している場合

⑨精神科医療養指導加算

認知症を有する高齢者が3分の1以上を占めていて、精神科医師の定期的な療養指導が月2回以上行われた場合

⑩障害者生活支援体制加算（Ⅰ）

入所者のうち障がいをお持ちの方が50%以上で、障害者生活支援専門員を1名以上配置していた場合

⑪障害者生活支援体制加算（Ⅱ）

入所者のうち障がいをお持ちの方が50%以上で、障害者生活支援専門員を2名以上配置していた場合

⑫外泊時費用 ※1月につき6日を限度に算定

⑬外泊時在宅サービス利用費用

病院等に入院した場合、及び外泊を行った場合。また居宅に外泊した場合において、施設が提供する在宅サービスを利用した場合

⑭初期加算

入所に伴い様々な支援が必要なことから入所後30日に限り加算

⑮再入所時栄養連携加算

施設入所後、医療機関に入院後経管栄養等により入所時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合において、入院医療機関の管理栄養士と連携し再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合

⑯退所前訪問相談援助加算

入所者が退所し在宅生活等を行う際、援助・調整等を行った場合

⑰退所時後訪問相談援助加算

入所者の退所後 30 日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合

⑱退所時相談援助加算

入所期間が 1 月を超える入所者が退所し、その居宅にて居宅系サービスを利用する場合において、相談援助等を行った場合

⑲退所前連携加算

入所期間が 1 月を超える入所者が退所し、その居宅において、居宅系サービスを利用する場合において、退所に先立って情報提供を行い、居宅系サービスの調整を行った場合

⑳栄養マネジメント強化加算

管理栄養士を配置し、栄養ケア計画を作成、実施及び評価を行った場合

㉑経口移行加算

経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合

㉒経口維持加算

誤嚥が認められる方に対し、経口維持計画を作成及び特別な管理を行う場合

㉓口腔衛生管理加算

歯科医師の指示を受けた歯科衛生士等が、入所者に対し、口腔ケアを行った場合

㉔療養食加算

利用者の病状等に応じて、適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われた場合

㉕配置医師緊急時対応加算（早朝又は夜間）

配置医師が早朝又は夜間の時間帯に緊急時に当施設を訪問して、入所者に対して診療等の対応を行った場合

㉖配置医師緊急時対応加算（深夜）

配置医師が深夜時間帯に緊急時に当施設を訪問して、入所者に対して診療等の対応を行った場合

㉗看取り介護加算

医師が終末期であると判断した入所者について、看取り介護を行った場合

㉘在宅復帰支援機能加算

在宅復帰支援を積極的に行い、一定割合以上の在宅復帰を実現した場合

②⑨在宅・入所相互利用加算

入所期間終了に当たって、在宅での生活継続の支援に取り組んだ場合

③⑩認知症専門ケア加算

認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスを実施した場合

③⑪認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師が、認知症等のため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者を受け入れた場合

③⑫褥瘡マネジメント加算

褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、計画的に管理を行った場合

③⑬排せつ支援加算

排泄障害のため、排泄介助を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合

③⑭自立支援促進加算

医師等と連携し、利用者の自立を促す取組を推進した場合

③⑮科学的介護推進体制加算

さまざまなケアにより記録している利用者の状態像に関する情報について、厚生労働省が指定するデータベースに情報提供をし、得られるフィードバックをもとに、PDCAによりケアの質を高めていく取組を行った場合

③⑯サービス提供体制強化加算

介護福祉士の資格者等経験豊富な職員を一定の割合配置

※サービス提供体制強化加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）又は日常生活継続支援加算のいずれかのみ算定可

③⑰介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算

介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てる事が目的

＜居住費（滞在費）・食費の負担軽減（負担限度額認定）＞

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けられておられる方は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費（滞在費）・食費の負担が軽減される場合があります。

なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に

記載している負担限度額とします。

■ (日 額)

対象者		区分 利用者 負担	居住費		食費
			多床室	従来型個室	
生活保護受給のかた		段階 1	0 円	380 円	300 円
世帯全員が	市町村民税非課税の 老年福祉年金受給のかた				
	市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円以下の 方	段階 2	430 円	480 円	390 円
	非課税かつ本人年金収入等が 80万円超120万円以下	段階 3 ①	430 円	880 円	650 円
	非課税かつ本人年金収入等が 120万円超	段階 3 ②	430 円	880 円	1,360 円
世帯に課税の方がいるか、 本人が市町村民税課税		段階 4	915 円	1,231 円	1,545 円

(2)介護保険の給付対象にならないサービス（契約書第4条）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。又経済状況の著しい変化
その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に
変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までに御説明します。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 特別な食事（酒類、果物、嗜好品等）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

② 理髪・美容

〔理髪サービス〕

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり1,500円(調髪のみ) ※顔剃：600円(調髪共の場合は2,000円) ※全て税別

〔美容サービス〕

随時、美容師の出張による美容サービス（調髪及びパーマ、調髪及び染髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり5,000円 ※税別

③ 貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通

りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

- ・ 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、所定の届出書を保管管理者へ提出していただきます。(代理・代筆可)
- ・ 保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・ 保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成並びに保管し、ご契約者からの請求の都度又定期的に提示致します。

○ 利用料金：1か月当たり 1,000円

④ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただく事ができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。又行事等においても要した費用の実費をお支払い頂く場合があります。

i) 主なレクリエーション行事等の〈例〉

	行事とその内容 (例)	備 考
4月	花見会—近くの桜の名勝へ出かけます。	
8月	夕涼み会—模擬店を出し盆踊りの雰囲気を楽しみます。 お盆法要—壱阪寺より僧侶にお越し頂き、物故者等の供養を行います。	※希望者はお塔婆の申込みもできます。
9月	敬老長寿祝賀会—敬老の日に因んで長寿お祝いの会を行います。	
12月	忘年会—食事をまじえ、カラオケ等を楽しみます。	
1月	新年式—新しい年を迎え、気を新たに挨拶会を行います。	
2月	節分会—施設内で豆まきをし、旧正月を祝ってお楽しみ会を行います。	
3月	雛祭り—雛飾りを囲み茶話会を行います。	

ii) クラブ活動

書道、俳句、茶道、工作等 (材料代等の実費をいただきます。)

⑤ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

購入品等の実費（御希望による衣類、靴等）又消費電力の大きい電化製品（電気毛布等）ご使用の場合電気代実費相当分をご負担頂く場合もあります。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

- | | |
|----|---|
| ア. | 窓口での現金支払い |
| イ. | 下記指定口座への振り込み
南都銀行 法隆寺支店 普通預金 0426900 特別養護老人ホーム第二慈母園
ゆうちょ銀行 口座番号：14530-1717170491 社会福祉法人壺阪寺聚徳会 |
| ウ. | 金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関：南都銀行 法隆寺支店 ・ ゆうちょ銀行 |

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。 また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

(ア) 協力病院

医療機関の名称	郡山青藍病院
所在地	大和郡山市本庄町1-1
診療科	外科、脳神経外科、整形外科、内科、泌尿器科外

(イ) 協力歯科医療機関

医療機関の名称	たいよう歯科
所在地	磯城郡田原本町阪手187-6

6 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。

(契約書第15条参照)

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
(但し、ご契約者が平成12年3月31日以前からホームに入所している場合、
本号は、平成17年3月31日までは適用されません。)
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合 (詳細は以下をご参照下さい。)

- (1) ご契約者からの退所の申し出 (中途解約・契約解除) (契約書第16条、第17条参照)
- 契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の14日前までに解約届出書をご提出下さい。
- ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

- (2) 事業者からの申し出により退所していただく場合 (契約解除) (契約書第18条参照)
- 以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが1か月以上遅延し、相当期間(3ヶ月)を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を

行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ④ ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

＊契約者が病院等に入院された場合の対応について＊（契約書第18・22条参照）
当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 3か月以内の退院が見込まれない場合

3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

② 検査入院等、短期入院の場合

1ヶ月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。（1日当たり 250円）

〈入院期間中の利用料金〉

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第19条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※ご契約者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として1,030円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担頂く場合もあります。

7 残置物引取人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第21条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8 緊急時の対応方法

入居中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先・医療機関名	
	電 話	
御家族(1) 続柄	氏 名	
	電 話	
御家族(2) 続柄	氏 名	
	電 話	

9 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 施設長 鳥越 信孝

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

10：00～16：00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

斑 鳩 町 長 寿 福 祉 課	所 在 地 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3-7-12 電話番号 0745-74-1001
奈良県国民健康保険団体連合会	所 在 地 奈良県橿原市大久保町302-1 電話番号 0744-21-6822 0120-21-6899
奈良県運営適正化委員会 (奈良県社会福祉協議会地域福祉課第2係)	所 在 地 奈良県橿原市大久保町320-11 電話番号 0744-29-0100

10 事故発生時の対応

入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、入居者のご家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11 非常災害時の対策

非常災害（地震、火災等）が発生した場合は、人命救助を第一に対策を講じます。また、可能な限り関係各署に協力を依頼するとともに、災害状況の把握に努め、引き続き適正

な措置を行い安全確保に努めます。また、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとし、可能な限り関係各署に協力を依頼するとともに、災害状況の把握に努め、引き続き適正な措置を行い安全確保に努めます。

12 虐待防止について

事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止する為、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための指針の整備
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。
- (3) 従事者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- (4) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

13 ハラスメント対策について

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

14 感染症まん延防止について

事業所は、すべての従事者に対し、健康診断を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、必要な措置を講じるものとする。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 第二慈母園
説明者職名

氏 名

印

利用者住所

代理人住所

氏 名 印

18

〈重要事項説明書付属文書〉

1 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建（耐火建築）

(2) 建物の延べ床面積 2,823.22 m²

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

〔短期入所生活介護事業〕

平成12年6月21日指定 奈良県2971600057号 定員10名

〔通所介護事業〕

平成12年7月1日指定 奈良県2971600065号 定員15名

〔居宅介護支援事業〕

平成12年6月1日指定 奈良県2971600040号

〔訪問介護事業〕

平成15年3月1日指定 奈良県2971600099号

(4) 施設の周辺環境

世界文化遺産「法隆寺」の西側に位置し、古都保存法、奈良県風致地区条例第2種に指定された、非常に豊かな自然環境の中に立地しております。今後も宅地開発や住宅建築等の影響を受ける事はありません。近隣には健民グランド等の体育施設や藤ノ木古墳、また斑鳩町役場や町福祉会館へも徒歩10分程の距離です。

2 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員(看護婦を含む)を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活指導員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

2名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

看護婦等が兼務しております。

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

生活相談員等が兼ねる場合もあります。

1名の介護支援専門員を配置しています。

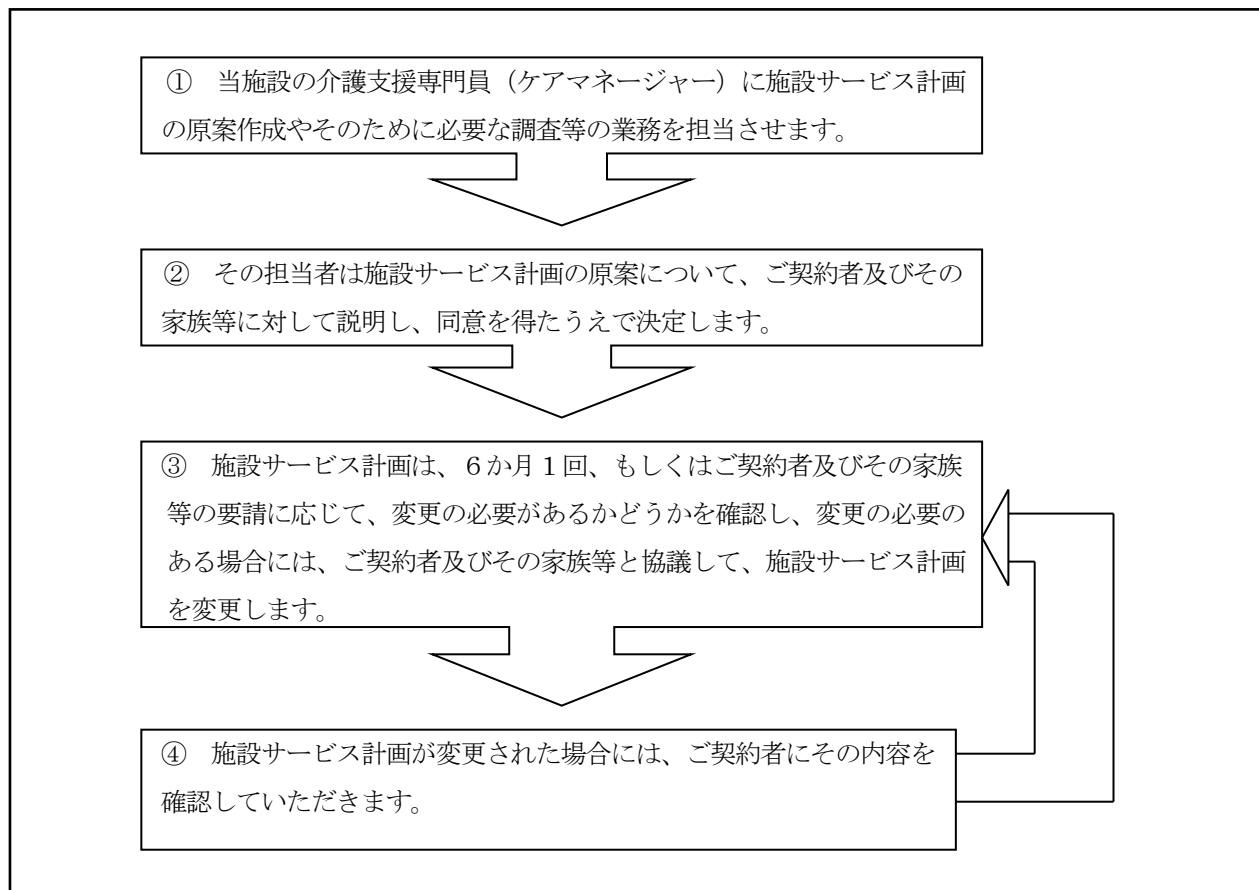
医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の医師（嘱託医）を配置しています。

3 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



4 サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ 原則、ご契約者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

- ⑥ ご契約者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご契約者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。（事故発生時の対応）
- ⑦ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
- ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、緊急やむを得ない場合を除いて、あらかじめご契約者の同意を得ます。

5 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（１）お持込の制限

入所にあたり、危険或いは不都合が生じると判断できる物品等は、原則として持ち込むことができません。先ずはご相談下さい。

（２）面会

面会時間 9：00～21：00（原則）

※来訪者は、その都度職員に届け出てください。又食物の持込は必ずお届け下さい。

※所定時間以外での面会をご希望される場合は、事前に必ずご相談下さい。

（３）外出・外泊（契約書第22条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、1か月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。

なお、外泊期間中、1日につき250円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

（４）食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。1日の食事（朝昼夕の全て）を摂られなかった場合には、重要事項説明書5(1)に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

（５）施設・設備の使用上の注意（契約書第10条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意又は過失により、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（６）喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じます。

(契約書第12条、第13条参照)